平成２２年（フ）第１６６号
静岡県湖西市入出717番地の１　ハイツ宇津山苑201
債務者　山本　正美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
香川県綾歌郡宇多津町2583番地１　平成マンション608
債務者　濵瀬　泰樹
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午前11時25分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第３８号
香川県綾歌郡宇多津町2583番地１　平成マンション608
債務者　濵瀬　和代
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午前11時25分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３７４号
長崎県佐世保市黒髪町3776番地５
債務者　磯本　龍志
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
北海道釧路郡釧路町光和６丁目78番地　佐藤ハイツ201号室
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４８９号
神奈川県藤沢市亀井野４丁目９番地の８　ハイツまろにえ101号室
債務者　渡邉　好美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９０号
神奈川県藤沢市亀井野４丁目９番地の８　ハイツまろにえ101号室
債務者　渡邉　公子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３４号
横浜市磯子区下町２番39号
債務者　井楽　宣江
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０７号
横浜市戸塚区深谷町1647番地88
債務者　石井　一義
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１号
岡山県倉敷市児島小川６－１－48　プレジール児島Ｂ101号室、住民票上の住所岡山県倉敷市茶屋町1812番地４
債務者　瀧本　康雄
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６６８号
千葉県松戸市河原塚208－５
債務者　立花　美夏（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７３５号
東京都世田谷区三宿２丁目17―12
債務者　石井　洋幸
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７８２号
東京都練馬区氷川台２丁目14―13―305
債務者　佐藤　悦代
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８３９号
東京都大田区池上５丁目15－１　草島方
債務者　飯村　幸一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８５４号
東京都世田谷区池尻２丁目33―18―201
債務者　須田　智子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部